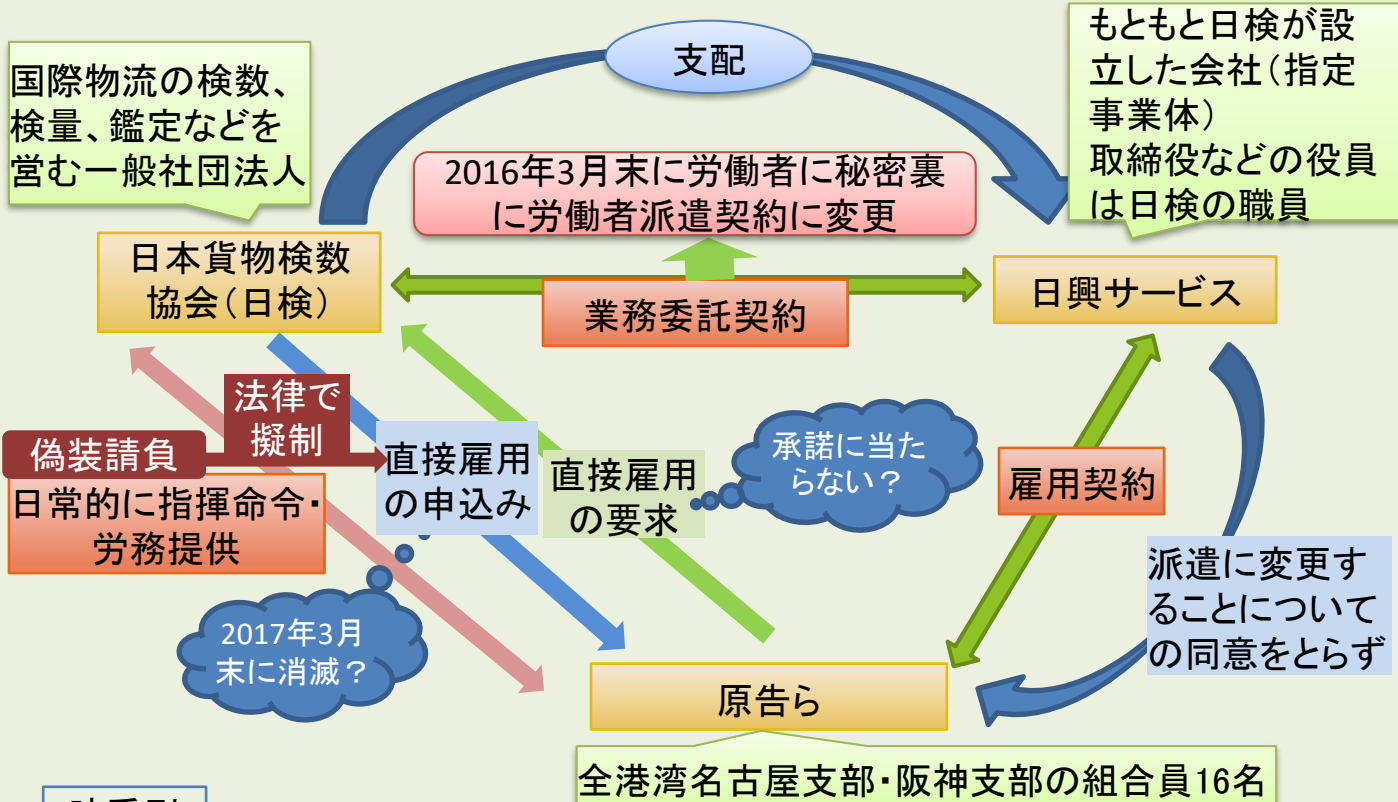


日検偽装請負事件について



時系列

1999年 派遣法改正

検数業務について派遣解禁、指定事業者が検数事業者4協会の退職者の受け皿になることを労使で合意
⇒行政当局は、労使合意を受けて、指定事業者を労働者派遣事業の監視対象から除外するとして「内かん」を出す

上記労使合意に反して日興サービスに退職者ではなく若年者が雇用されるようになる⇒組合・労働者は日検に直接雇用の要求を行う

2015年10月1日 労働契約申込みみなし制度施行

2016年3月末 日検が労働者に秘密裏に日興サービスとの契約を労働者派遣に切り替え(当然労働者の同意も無し)

2016年4月～2017年3月 日検・日興サービスは労働者に従前請負形式であったこと、派遣に切り替えたことを隠し続ける
労働委員会の審理の中で、労働委員会からの求釈明にも答えず

名古屋高裁は「隠蔽」とまで言っている！

2017年4月 従前請負形式で行っていたことや上記秘密裏の切り替えが発覚、ここで初めて労働者が申込みみなしの適用があることを知る

しかし実際には長年にわたって偽装請負を続ける

この間も直接雇用の要求を続ける

名古屋高裁は承諾とは認めず

1年以上経過

名古屋高裁はこれにより申込みが消滅と判断